

教保体第 673 号
平成18年8月11日

各県立学校長 様

県教育局県立学校部保健体育課長
(公印省略)

「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について(通知)

平成18年8月11日付けで文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり事務連絡がありましたので送付します。

つきましては、同事務連絡を踏まえ、教職員へ周知するとともに、水泳プールの安全確保のための必要な措置を講ずるよう願います。

また、同事務連絡中の通知文等は下記により確認願います。

なお、緊急アピールについては、文部科学省ホームページにも掲載されています。

記

1 別添2について

- 平成18年8月2日付け教保体第643-3号「水泳プールの安全管理について(依頼)」で確認願います。

2 別添3について

- 通知の周知先一覧のため送付しません。

3 別添4について

- 平成18年5月31日付け教保体第324号「水泳等の事故防止について(通知)」で確認願います。

《担当》

県教育局県立学校部保健体育課

学校体育担当 大川

電話 048(830)6947

FAX 048(830)4971



事務連絡
平成18年8月11日

各都道府県・指定都市教育委員会
各 都 道 府 県 知 事
文部科学省関係各独立行政法人の長
各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文部科学省所轄各学校法人理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋 口 修 資

「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について

今夏、水泳プールにおいて、施設の設置・管理における安全確保の不備等による事故が発生したことに鑑み、昨日、「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」(平成18年8月9日設置)において、「プールにおける安全確保のための緊急アピール」(以下「緊急アピール」という。)(別添1)を申し合わせました。

つきましては、別添1中の「プールの安全確保のための緊急自主点検について」の趣旨を了解の上、各プールの管理者の責任において緊急に自主点検を行っていただくようお願いします。なお、その際、別添2「水泳プールの安全管理について(依頼)」(平成18年8月1日付け18文科ス187号)をお送りしていた機関については、それに基づく安全点検及び確認の結果等を踏まえ、その結果を施設の入口等に掲示していただくよう願います。本事務連絡を受けてとられた対応等については、後日、報告をいただくよう願います。報告内容等については、おって御連絡いたしまく予定ですのでよろしくお願ひします。

あわせて、別添3を参照に、本事務連絡を関係機関等に広く周知していただくようお願いします。

なお、民法法人等の関係団体に対しては、適宜情報提供をお願いします。また、本事務連絡と同旨の通知が、本件の関係省庁より届くことがあることを申し添えます。

従前の別添4の「水泳等の事故防止について(通知)」(平成18年5月29日付け18文科ス第100号)等の通知については、引き続き、その趣旨を徹底し、水泳プールの安全確保について万全を期していただくよう願います。

文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課企画係
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
電話:(代表) 03-5263-4111 (内線2688)
(直通) 03-6734-2688

プールにおける安全確保のための緊急アピール

平成18年 8月10日

プールにおける事故対策に関する

関係省庁連絡会議 申し合わせ

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を発出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等）の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれでは、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示していただくようお願いします。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれでは、プールにおける安全確保のため、積極的に対応していただくよう御協力をお願いします。

資料1

プールの安全確保のための緊急自主点検について

1. 概要

水泳プールの各管理者(※)において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。
(※管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者)

2. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の水泳プールの管理者に下記により呼びかけ。
【国立施設】(独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。)…各省庁
【公立施設】

- ・学校(私立学校を含む。)及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を経由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を経由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を経由した呼びかけ…経済産業省等

3. 緊急点検項目

(1)施設関係

①点検対象

- ・プール水槽内の水を排除するための排水口
- ・循環濾過装置や起流ポンプ等へ吸水するための吸水口

②点検項目

- ・鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

(2)管理運営関係

①点検対象

- ・監視体制

②点検項目

- ・監視員が適切に配置されているか
- ・監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行なっているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

4. 実施時期

可能な限り速やかに実施。

5. 掲示方法

別紙の掲示例を参考に、プールの入口等に掲示。

資料2

プールの安全確保のための緊急自主点検結果

当〇〇プールは、国の「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」による「プールにおける安全確保のための緊急アピール」を受けた緊急自主点検を行い、施設の安全性を確認しました。

平成18年8月〇〇日
プール管理者 〇〇〇〇
(連絡先: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

区分	点検項目	点検結果
施設関係	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか	(例) 堅固に固定されている など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)